

# 公 告

契約担当官  
航空自衛隊第1航空団  
会計隊長 伊藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

なお、本入札に係る契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 事業系一般廃棄物(生ごみ)の収集運搬及び処分  
(2) 履行場所 航空自衛隊浜松基地  
(3) 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

## 2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。  
(2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。  
(3) ア 防衛装備府長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備府長官が認めた場合には、この限りではない。

## 3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

## 4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室  
(2) 入札日時 令和7年3月26日(水) 11時00分

## 5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除  
(2) 契約保証金 予決令第100条の3第3号により免除

## 7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

## 8 契約書等作成の要否 要

## 9 落札決定方式 総額決定(予定総額)

## 10 契約方法 単価契約

## 11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。  
(2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)  
(3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和7年3月24日(月)必着。  
(4) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。  
(5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

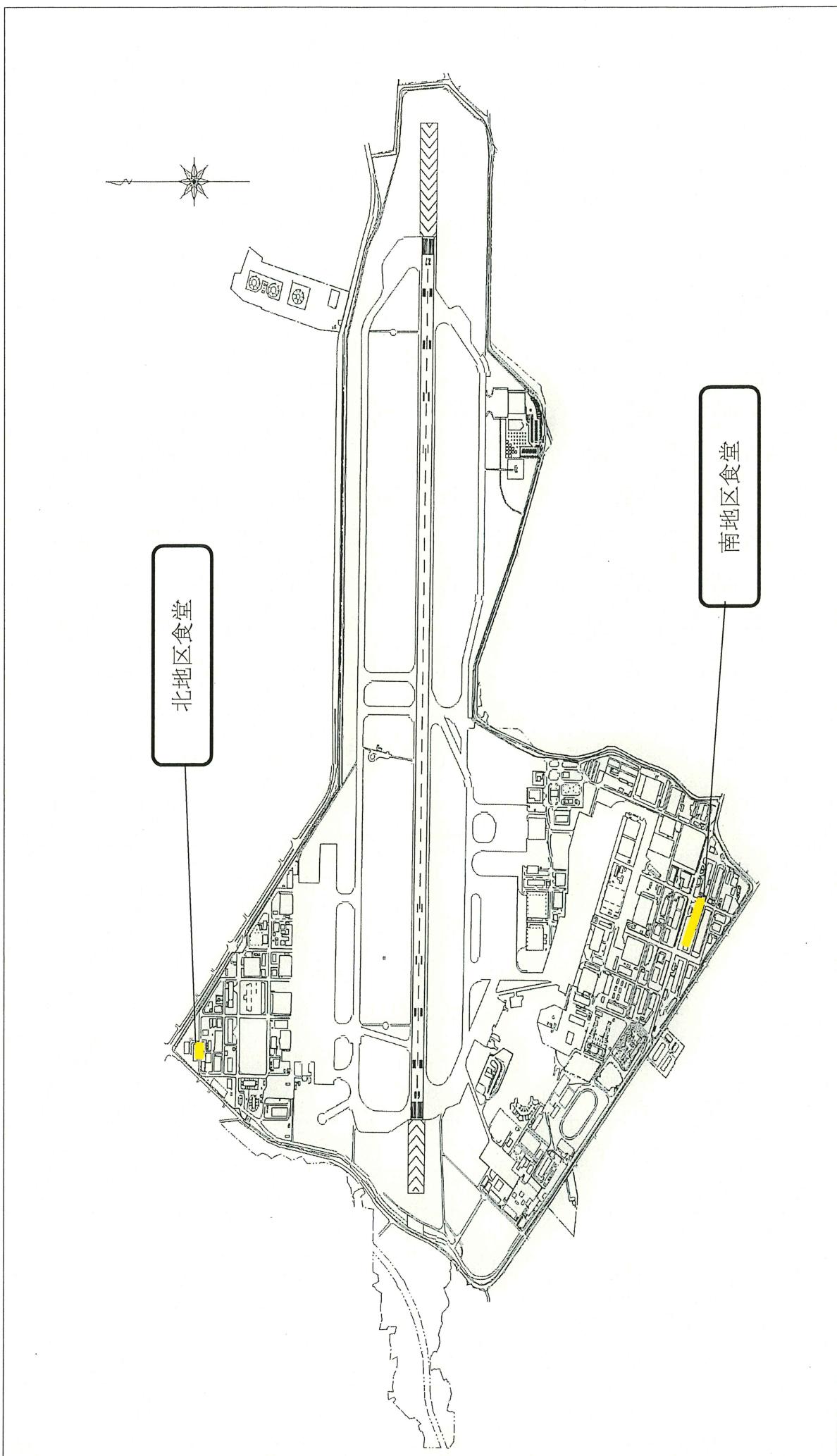
電話(053)472-1111 内線 7043 FAX(053)472-7735

担当: 鈴木

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	事業系一般廃棄物（生ごみ）の 収集運搬及び処分	浜基LPS-X600056	
		承認	令和7年2年12日
		作成	令和7年1月21日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部隊等名	第1航空団 基地業務群業務隊
1 総則			
1.1 適用範囲			本仕様書は、航空自衛隊浜松基地の基地食堂等における事業系一般廃棄物（生ごみ）の収集運搬及び処分について適用する。
1.2 履行期間			調達要領指定書による。
1.3 履行場所			航空自衛隊浜松基地（別図1のとおり。）
1.4 関係法規類等			関係法規類等は、次による。
a) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）			
b) 浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処置等に関する条例（平成25年9月26日浜松市条例第58号）			
1.5 用語の定義			本仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。
a) 事業系一般廃棄物（生ごみ）			浜松基地の基地食堂及び食厨房において発生する生ごみとする。
b) 監督官			事業系一般廃棄物（生ごみ）の収集運搬及び処分の部外委託に係る契約履行の監督を行う者
c) 検査官			事業系一般廃棄物（生ごみ）の収集運搬及び処分の部外委託に係る契約履行の適否の検査を行う者
d) 契約相手方			事業系一般廃棄物（生ごみ）の収集運搬及び処分の部外契約を請け負う者
1.6 月別一般廃棄物収集回数及び重量			調達要領指定書による。
2 役務に関する要求			役務の内容は、次による。
a) 収集運搬日は、平日（土日、祝祭日を除く。）を基準とする。ただし、処分場が休業の場合又は浜松基地において発生する事業系一般廃棄物（生ごみ）の量が少ない場合及び基地の事情により入出門に制限が発生する場合においては、検査			

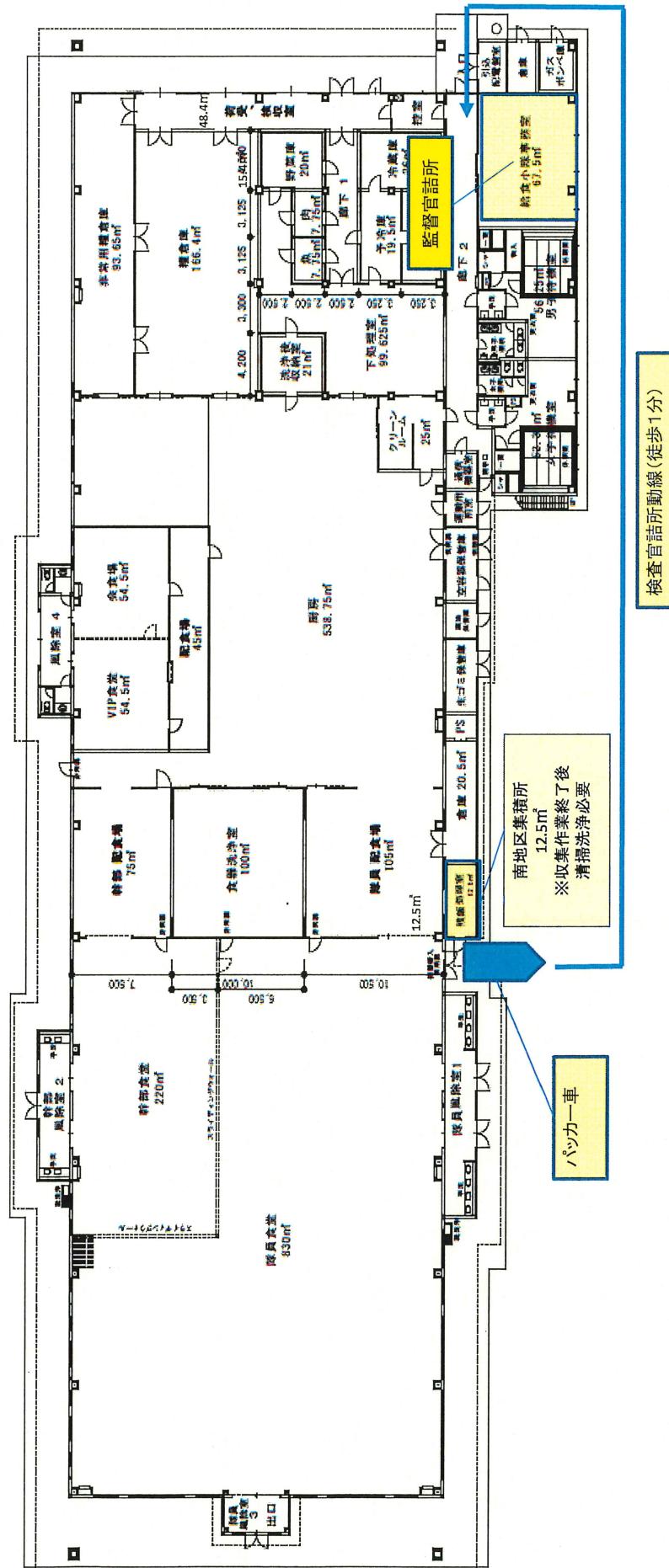
件名	事業系一般廃棄物（生ごみ）の収集運搬及び処分
	官と協議のうえ、日程を調整するものとする。
b)	浜松基地の基地食堂及び食厨房から発生する事業系一般廃棄物（生ごみ）の収集は、官側指定の集積所で実施するものとする。（別図2及び別図3のとおり。）
c)	南地区においては収集後、集積所を清掃洗浄する。履行に必要な水は官側負担とするものとする。
d)	収集運搬車両は、計量装置付き塵芥車（パッカ一車）とし、収集した事業系一般廃棄物（生ごみ）については、契約相手方が法令に基づき、浜松市が運営する清掃工場に運搬し処分するものとする。
e)	収集運搬及び処分に必要な車両並びに清掃に必要な清掃用具等は、契約相手方が準備するものとする。
3	検査等 検査等は、次による。
a)	監督及び検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領に基づき、実施する。
b)	契約相手方は、8時30分～10時30分又は14時00分～15時30分の時間内に収集運搬するものとし、役務作業を開始する前は監督官詰所（別図2及び別図3のとおり。）に申し出るものとする。
c)	契約相手方は、収集作業開始前に計量装置付き塵芥車（パッカ一車）の計量装置の数値を、作業開始時及び作業終了時に監督官に確認を受けるものとする。（南地区、北地区それぞれに実施）
4	提出書類等 提出書類等は、次による。
a)	契約時に提出する書類（南地区へ提出） 一般廃棄物収集運搬許可証の写し
b)	月末に提出及び確認する書類（南地区へ提出） 1) 収集運搬及び処分通知書 2) 残飯等受払簿（官側が作成したものを確認） 3) 残飯月計表（官側が作成したものに確認署名）
c)	収集運搬作業時に提出する書類（南北両地区へ提出） 計量装置付き塵芥車（パッカ一車）の計量装置から印刷される計量票
5	その他 その他に関する事項は、次による。
a)	作業従事者の出入門及び基地内における行動については、航空自衛隊浜松基地の定める諸規則に従わなければならないものとする。
b)	事業系一般廃棄物（生ごみ）の運搬時は、飛散防止装置を講じるものとする。
c)	本役務中に生じた処分費の全ての負担については、毎回の発生量の増減に関わらず、契約相手方が支払いの責務を負うものとする。
d)	作業中、官側の施設等に破損又は損傷させた場合は、契約相手方の責任において速やかに修復するものとし、これらに要する費用は契約相手方の負担とするものとする。
e)	請求書は、翌月10日までに官側に送付するものとする。契約年度3月分は最終作業完了後、同日中に速やかに官側に提出するものとする。
f)	本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度官側と協議して定めるものとする。

件名	事業系一般廃棄物（生ごみ）の収集運搬及び処分
6 注意事項	
6.1 入出門について	<p>入門の際、本人確認を行うため、公的機関（外国政府発行のものを含む。）が発行した身分証明書等により本籍地（国籍）確認及び顔認証ができるものを提示する。また身分証明書を有しない者については入門を許可しない。</p>
a) 日本国籍の場合は、パスポート、運転免許証（IC型運転免許証でパスワード入力により本籍地確認ができる場合）等により本籍地確認及び顔認証を行い、認証ができない場合は、住民票（本籍地の都道府県が確認できるもの。写し可）等を携行し、複数提示して確認を受けるものとする。	
b) 日本国籍を有さない者は、パスポート、在留カード、在留資格認定証明書又は特別永住者証明により国籍確認及び顔認証を行う。	
c) 入門の制限又は禁止となる項目を以下に示す。	
1) 基地内の秩序を乱し、検査官等の指示に従わない場合	
2) 腕章又は入門証（バッジ）、面会証を紛失した場合	
3) 入門許可証の期限が超過した場合	
4) 訓練又は災害等にて、基地内に乗り入れ制限が発令された場合	
5) 官側が不適と判断した場合	
6.2 情報の取り扱い等	<p>契約相手方は、基地内において法令を遵守し、行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は契約担当官の指示に従わなければならない。</p>
a) 契約相手方は、基地及び基地の施設への立ち入りに関し、基地司令等の許可を受けるものとする。	
b) 契約相手方は、基地内の役務の現場において、必要以外の場所に立入りは行わないほか、細部は検査官等の指示に従うものとする。	
c) 契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。	
d) 契約相手方は、基地内における写真撮影について役務に必要な場合及び内容のみとし、検査官等の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては、検査官等へ提出後、完全に消去し、保持しないものとする。	



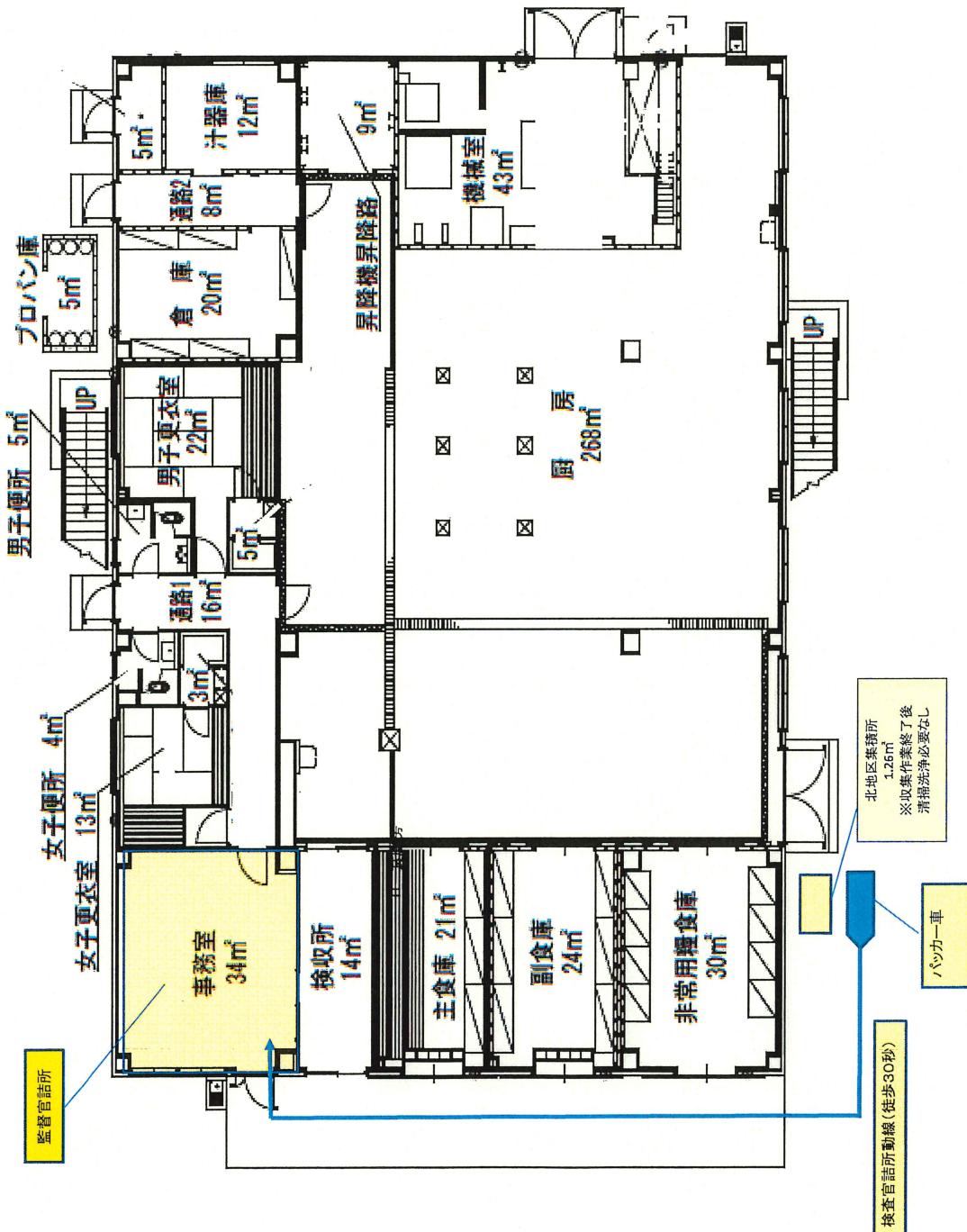
航空自衛隊浜松基地 基地食堂

南也區食堂



別図2 5

北地区食堂（1F）



調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	147
	調達要求年月日	令和7年2月18日
	作 成 部 隊	第1航空団基地業務群業務隊
	作 成 年 月 日	令和7年2月13日
件 名	事業系一般廃棄物(生ごみ)の収集運搬及び処分	
仕様書番号	浜基LPS-X600056	

指定事項 :

#### 1.2 履行期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

#### 1.6 月別一般廃棄物収集回数及び重量

月別一般廃棄物収集回数及び重量		
月	収集予定回数	生ごみ予定重量(※)
4月	21回	9, 345Kg
5月	20回	9, 132Kg
6月	21回	7, 133Kg
7月	22回	8, 592Kg
8月	20回	6, 287Kg
9月	20回	6, 605Kg
10月	22回	9, 088Kg
11月	18回	6, 959Kg
12月	20回	6, 050Kg
1月	19回	7, 968Kg
2月	19回	8, 372Kg
3月	22回	7, 824Kg
合計	244回	93, 355Kg

※ 令和6年度実績(ただし1月～3月については令和5年度)を記載